

現 行	改 定	備 考
<p>一般財団法人東京都スキー連盟スキー学校認定規程(根拠)</p> <p>第1条 公益財団法人全日本スキー連盟(以下「SAJ」という。)教育本部規程第1条第1項第4号の規定に基づき、この規程を定める。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 一般財団法人東京都スキー連盟(以下「本連盟」という。)の加盟団体または東京都に所在する団体等が、SAJの公認資格者を教師として開催するスキー学校、スキー教室等のうち、SAJ公認スキー学校等設置規程第4条第1項第1号及び第2号に該当しないものは、この基準の定めるところにより本連盟の認定を受けなければならない。</p> <p>2 認定校は、SAJ公認スキーバッジテスト規程第12条に基づく級別テスト、第21条ジュニア・テスト及び公認スノーボードバッジテスト規程第2条に基づく級別テストを行うことができる。</p> <p>(認定の条件)</p> <p>第3条 前条により本連盟が認定するスキー学校、スキー教室等は、次に掲げる条件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 教師は、スキー及びスノーボードの指導員及び準指導員であること</p> <p>二 1名の教師の指導する受講者の数は、15名以下であること</p> <p>三 主催団体以外の団体に教師を依頼する場合は、当該教師が所属する団体の承認が得られていること</p> <p>四 スキー傷害防止に対する配慮と対策がなされていること</p> <p>(認定申請)</p> <p>第4条 認定を受けるための申請手続き等は、本連盟が別途毎年度定めて公示する「認定スキー学校要領」によるものとする。</p>	<p>一般財団法人東京都スキー連盟スキー学校認定規程(目的)</p> <p>第1条 一般財団法人東京都スキー連盟(以下「本連盟」という。)の定款第4条に基づき、この規程を定める。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本連盟の加盟団体又は東京都に所在する各種団体(以下「加盟団体等」という。)が、スキー学校又はスキー教室(以下「スキー学校等」という。)を開催する場合において、同スキー学校等がSAJ公認スキー学校等設置規程第2条第1項の公認スキー学校又はスキー教室(以下「公認スキー学校等」という。)に該当しないときは、この規程に基づき、本連盟の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認定を受けた加盟団体又は各種団体のスキー学校等(以下「認定校」という。)は、SAJ公認スキーバッジテスト規程に基づく級別テスト及びジュニア・テスト並びに公認スノーボードバッジテスト規程に基づく級別テストを行うことができる。</p> <p>(認定の条件)</p> <p>第3条 前条により本連盟が認定するスキー学校、スキー教室等は、次に掲げる条件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 教師は、スキー及びスノーボードの指導員及び準指導員であること</p> <p>二 1名の教師の指導する受講者の数は、15名以下であること</p> <p>三 主催団体以外の団体に教師を依頼する場合は、当該教師が所属する団体の承認が得られていること</p> <p>四 スキー傷害防止に対する配慮と対策がなされていること</p> <p>(認定申請)</p> <p>第4条 認定を受けるための申請手続き等は、本連盟が定める「スキー学校認定要項」によるものとする。</p> <p>2 前項の申請は、スキー学校又はスキー教室を開催するごとにしなければならない。</p>	<p>「SAJ公認スキー学校等設置規程第4条に該当しないときは」となっているが適用条文は、同規程第2条第1項「公認スキー学校とは」を引用すべきである。同規程第4条は公認の区分を決める規程である。</p> <p>SAJ規程は12名以下</p> <p>2項を追加</p>

<p>(認定料)</p> <p>第5条 指定を受けたスキー学校、スキー教室等は、次に掲げる認定料を本連盟に納入しなければならない。ただし、本連盟加盟団体及び学校教育関係、社会教育関係団体の行うものについては無料とする。</p> <p>一 参加予定人員50名まで 1回 (1期間) 5,000円</p> <p>二 同上51名以上100名まで 1回 (1期間) 10,000円</p> <p>三 同上101名以上 1回 (1期間) 15,000円</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第6条 すでに認定を受けたスキー学校、スキー教室等であっても、その後SAJ及び本連盟の方針に違反し、認定条件に相違したときは、認定を取消すことがある。</p> <p>(改廃)</p> <p>第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による</p> <p>附 則 この規程は、1973年(昭和48年) 10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、1984年(昭和59年) 9月 2日から施行する。</p> <p>附 則(2012年(平成24年) 8月 1日理事会決議) この規則は、2012年(平成24年) 8月 1日から施行する。</p>	<p>(認定料)</p> <p>第5条 <b>加盟団体等は認定校を、1回(7日間以内とする。)開催するごとに参加予定人数に応じて、次の認定料を本連盟に納入しなければならない。ただし、本連盟加盟団体並びに学校教育関係又は社会教育関係団体が開催する場合は、この限りでない。</b></p> <p>一 50名以内 5,000円</p> <p>二 51名以上100名以内 10,000円</p> <p>三 101名以上 15,000円</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第6条 本連盟は、認定校が、SAJ又は本連盟の方針若しくは本規程に違反したとき<b>並びに地域社会等においてトラブルを招いたときは、理事会の議決を経て、認定を取り消すことができる。</b></p> <p>(改廃)</p> <p>第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による</p> <p>附 則 この規程は、1973年(昭和48年)10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、1984年(昭和59年)9月2日から施行する。</p> <p>附 則 (2012年(平成24年)8月1日理事会決議) この規則は、2012年(平成24年)8月1日から施行する。</p> <p>附 則 <b>(2020年(令和2年)7月8日理事会決議)</b> <b>この規則は、2020年(令和2年)7月8日から施行する。</b></p>	<p>1期間ではなく一回を7日間とする</p> <p>以内とした。</p> <p>相違と違反はこの場合同じ意味をもつのでダブるので纏めた。</p>
--	--	---